



# 木造住宅耐震支援事業を ご活用ください

市では、今年度も「木造住宅耐震診断士派遣事業」と「木造住宅耐震補強工事の補助事業」を実施します。

ご希望の方は、応募要件をご確認の上、必要書類を添えてお申し込みください。なお、申し込み多数の場合は抽選となる場合があります。

## 耐震診断士派遣

### ■応募要件

- ① 市内に存する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、建築された住宅
  - ② 2階建て以下の住宅で、延べ床面積が30平方メートル以上。店舗などの併用住宅は、建物全体の2分の1以上が住宅として使用されていること
  - ③ 過去にこの制度の耐震診断を受けていないこと
  - ④ 所有者は、市に住民登録があり、市税などを滞納していないこと（実施決定時点で確認します）
- ※ただし、次の構造方法は該当になりません。
- ・枠組壁構法・木質プレハブ構

法・丸太組構法・鉄骨、鉄筋コンクリート混構造など、そのほか特殊なもの

▼申し込み方法「申請書」に必要事項を記入・押印の上、対象住宅の建築年度と所有者共有の場合はその代表者であることが確認できる書類（固定資産税の納入通知書、登記簿など）を添えて、開発指導課まで直接お持ちください。

応募要件について、確認できない場合は、別途書類を用意していただくこととなりますので、ご了承ください。

※申請書はホームページからもダウンロードできます。

▼受付期間 6月3日(月)～7月31日(水)

※診断の実施は11月以降を予定しています。

## 耐震補強工事補助

### ■応募要件

- ① 市内に存する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築された住宅。ただし、昭和56年6月1日以降に増築を行った住宅の場合、補助の対象とならないことがあります。
- ② 耐震診断（精密診断法）の結果、上部構造評点※2が1.0未満のもので、耐震改修設計および補強工事を実施すること、評点が0.3以上向上し、その評点が1.0以上になる住宅であること
- ※2 上部構造評点とは、建物の地震に対する強さを表す数値のことです。

③ 2階建て以下の住宅で、延べ床面積が30平方メートル以上。店舗などの併用住宅は、建物全体の2分の1以上が住宅として使用されていること（住宅の

部分のみが対象）



悪質な業者による勧誘にご注意ください！

市では、突然お宅に訪問したり、電話をかけたたりして、耐震診断や耐震改修工事を勧誘することはありません。

業者によるまぎらわしい勧誘があった時には、開発指導課または市消費生活センターへご連絡ください。

問 谷和原庁舎開発指導課 ☎58・2111（内線5402）  
／市消費生活センター ☎25・3288

▼申込期間 6月3日(月)～9月30日(月)

※予定の棟数に達した時点で終了となります。

【申込先・事前相談先】

谷和原庁舎開発指導課 開発指導係 ☎58・2111（内線5402）

### ■補助金と補助率

▼設計に要する費用 設計費用の3分の1（10万円が限度）

▼改修工事に要する費用 工事金額の3分の1（30万円が限度）

※申請については規定がありますので、事前にご相談ください。



問 谷和原庁舎開発指導課 ☎58・2111（内線5402）